

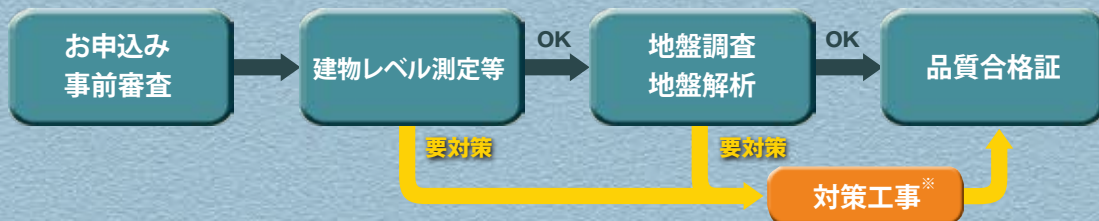
地盤点検システム

新築のときのよろこびを絶やさないために… JHS（ジャパンホームシールド）からの提案です。

お住まいが節目の**築10年**を迎えられる方はもちろん、
居住後、地盤の安全性を今一度確かめたい方へ——
これからもずっと安心して暮らしていただくために
業界屈指、年間約10万件[※]の地盤調査実績を持つJHSが
新たに点検を実施し、10年間不同沈下しない地盤
の品質を確認いたします。

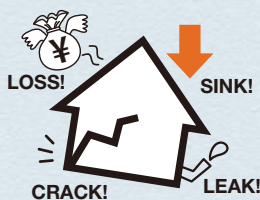
※新築住宅の地盤調査実績

地盤点検システムの流れ



※別途対策工事費用が必要になります

不同沈下はこんなに怖い！



家の建てられている土地が軟弱地盤の場合、地盤が家の重さに耐えられずに不均等に沈下することを不同沈下といいます。不同沈下がおこると、**基礎や外壁に亀裂が入る、ドアや窓、建具の開閉が困難になる、下水の排水が悪くなる…**などの不具合が生じます。

また、傾いた家は**資産価値が著しく低下**するばかりか、住む人にめまいや肩こり、自律神経失調症などの**健康被害**をもたらすこともあるのです。

地盤点検システム

ジャパンホームシールド (JHS) の地盤点検システムは、新築から年数の経った住宅に対して、JHSの定める品質基準に基づき「10年間不同沈下しない」と見込まれる地盤であるかを確認し、「品質合格証」を発行するものです。

住み継ぐ安心のために

新築時に地盤調査を行っていたとしても、長い年月が過ぎると、周辺環境の変化等により、地盤の状態が変わってしまうことがあります。日弁連によると、住宅の不具合に関する相談のうち、その多くが不同沈下に関係するものだといわれています。安心な暮らしを守るために、10年の節目を迎えられる方はもちろん、居住後、地盤の安全性を今一度確かめたい方、JHSの地盤点検システムをぜひご利用ください。

Step 1

お申込～事前審査

新築時の地盤データと現在の基礎仕様等を確認します。

Step 2

建物レベル測定等

既存住宅が不同沈下していないかを確認します。測定・確認の結果、建物の傾斜が5/1000未満であること等が品質合格証発行の条件となります。[※]

対策が必要な場合

対策工事(別途対策工事費用が必要になります)

[※]建物の傾斜が 5/1000 未満であっても補修工事の実施が必要な場合があります。

Step 3

地盤調査・地盤解析

既存住宅周辺の地盤を調査します。地盤状況と新築時の基礎仕様と照らし合わせて、住宅が今後不同沈下しないかを解析します。

対策が必要な場合

対策工事(別途対策工事費用が必要になります)

Step 4

品質合格証の発行

上記Step1～3の実施により、JHSの品質基準に合格した住宅には、申込者に対し、その証明として「品質合格証」を発行いたします。

[※]建物レベル測定や地盤調査・地盤解析等の結果、対策が必要と判定された住宅の地盤については、別途土地の状況に応じた建物修復工事や地盤補強工事を提案いたします。その対策が完了した後に改めて合否を確認します。

[※]本商品は新築時に地盤調査が行われており、そのデータ(補強工事を行っている場合はそのデータ)がある住宅で、1981年6月1日以降に確認済証が交付されている住宅の地盤を対象としております。

[※]本商品は、申込者からJHSへの「建物レベル測定」と「地盤調査」等の業務委託となります。

[※]品質基準に不合格の場合においても、実施した業務についての料金の返金はありません。

損害賠償の限度額

現状と同程度に回復するための補修工事の合計に対して95%
1事故あたり5,000万円

免責事由(下記は免責事由のうち主なものをあげたものです。詳細は、地盤点検システム規程をご確認ください)

○当該物件の3m以上離れている2点の間を結ぶ直辺の水平面に対する勾配角が1000分の5未満の傾斜。ただし、建物レベル測定時の最大勾配角が1000分の3以上1000分の5未満の場合は、勾配角が1000分の7未満の傾斜。

○地震(地震に伴う液状化も含む)、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、落雷等の天災、及び火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する場合。

■ このリーフレットは商品の概要を説明しています。詳細については「地盤点検システム申込の手引き」、「地盤点検システム規程」をご確認ください。

ジャパンホームシールド 株式会社

〒130-0026 東京都墨田区両国 2-10-14 両国シティコア17F

TEL.03-5624-1545 FAX.03-5624-1544

http://www.j-shield.co.jp

